

平成21年度の県の取組について

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割	H21の取組状況		H22の取組方針等	
		県	取組	課題等		
早期発見等	乳幼児期	・市町村に対する健診方法、体制等の指導、支援 (国保・健康増進課、福祉保健所)	・乳幼児健診後の助言、事例検討会の実施 ・健診時の保健師に対する技術的援助 ・市町村担当者会議における情報提供 ・市町村、県保健師を対象とする研修会の実施	・心理士等の確保 ・母子担当保健師のスキルアップ	・市町村からの情報収集、分析及び 分析結果の市町村への情報提供・情報共有 ・保健師を対象とした研修に関する情報提供	
		・乳幼児健診体制の充実	・市町村の意見を踏まえた問診票の見直し、マニュアルの作成等に関する検討(県小児保健協会と連携)	・健康診査票の見直し ・健診マニュアルの作成 ・健診フォロー基準の作成	・見直し後健診内容の市町村周知及び見直し内容等の評価方法	・健康診査票の活用と健診データによる評価の方法を検討 ・新しい健診に関する市町村担当者研修の実施
		・離島地域における乳幼児専門健診(福祉保健所)	・専門健診、発達障害児相談会等の実施(児相分室とも協働) ・乳幼児の発達相談、療育訓練等の個別相談実施	・専門医、臨床心理士等の確保	・市や関係機関と連携しながら継続	
	地域相談支援体制の構築	・市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後児童クラブ職員等への研修	・放課後児童クラブ指導員に対する研修会実施 ・市町村児童相談業務担当者研修会の実施	・放課後児童クラブ等における発達障害児の実態把握	・市町村に対して、発達障害児の受け入れの促進を図る。 ・指導員研修の中で、発達障害児関係の研修を実施する。	
		・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)	・平成21年9月から事業委託先を1ヵ所増加(計9ヵ所)。県全域を対象に発達障害児者への療育支援及び施設等に対する支援を強化。 ・保健所保健師と連携した発達相談、療育支援の実施	・事業の啓発 ・離島への支援強化	・引き続き発達障害児に対する支援を推進するとともに、施設支援の強化による専門支援員のスキルアップを図る。 ・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、障害児等療育支援事業所と支援センター、県の相談機関等との連携による巡回指導の実施について検討する。	
		・圏域自立支援連絡会議による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所)	・各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等	・離島町村における自立支援協議会の設置促進。自立支援協議会の活用促進。	・圏域自立支援連絡会議を開催し、引き続き市町村の支援を行っていく。	
		市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所)	・要保護児童対策協議会への参加(情報交換及び支援内容に関する協議) ・要保護児童対策地域協議会未設置の市町村に対する、設置の働きかけ。	・要保護児童対策地域協議会の未設置自治体に対する設置促進。協議会の活用促進。	・要保護児童対策協議会の未設置自治体に対する設置促進。協議会の活用促進。	
			・地域自立支援協議会の設置、活用の促進 ・H22.1月現在29市町村が設置済み。 ・各圏域に配置したアドバイザーと福祉保健所が連携し、市町村に対する協議会の設置、活用について助言、支援	・未設置市町村12団体 ・自立支援協議会の活性化	・圏域アドバイザーと福祉保健所が連携して、引き続き自立支援協議会の設置及び活用について、助言、支援を実施 ・取り組みに関する好事例の紹介等により、運営活性化を図る。	

基本機能		前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割 県	H21の取組状況		H22の取組方針等
				取組	課題等	
早期発見等	乳幼児期	・地域相談支援体制の構築	・市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所等)	・離島保健師等会議及び研修会の実施 ・離島保健師現任教育	・市町村との連携体制の構築 ・離島町村における乳幼児健診システムから事後フォロー体制の整理 ・専門家等の人材不足	・市町村、関係機関との会議、事業を計画 ・離島については離島保健師等の会議や保健師現任教育を通して支援を継続。
				児童相談所、知的障害者更生相談所、総合精神保健福祉センターにおける各種相談事業	・早期発見体制の整備 ・専門性の確立	・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、障害児等療育支援事業、支援センター、他の相談機関等との連携による巡回指導の実施について検討する。 ・職員の専門研修受講
				・市町村における相談支援対応状況の把握(発達障害児者圏域支援体制検討事業)	・必要な支援が効果的に行われるよう相談窓口業務従事者の人材育成が必要。	・市町村との意見交換会の実施、相談窓口の設置等に向けた取り組みを進める。 ・人材育成計画に基づき相談窓口業務従事者の資質向上を図る。
				発達障害者支援センター運営事業 ・市町村等への支援体制を強化するため連絡協議会の設置、運営 ・離島、僻地地域における支援体制の強化、相談支援、発達支援等の個別支援及び研修・普及啓発、機関コンサルテーション等の間接支援の実施 ・巡回相談を実施	・地域における支援体制を強化するため、同センターの支援拠点としての機能促進を図ることが必要 ・地域における専門支援員が少ないことから、その養成が必要 ・離島、僻地地域における支援体制の強化が必要	・支援拠点としての機能強化を図るため、間接支援の充実強化を図るとともに、連絡協議会と連携し市町村等に対する実践的支援等を促進する。 ・人材育成計画に基づき、専門支援員等の養成に努める。 ・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、支援センターと県の相談機関、障害児等療育支援事業所等との連携による巡回指導の実施を検討する。
				地域における発達障害児(者)支援拠点整備事業 ・身近な地域において当事者及びその家族が交流し、又は、療育指導及び相談支援を行うための拠点を整備する市町村に対し、整備費用等の一部を補助する。	・平成21年度限りの事業であり、今後は地域の支援体制強化に向け継続した市町村支援が必要。	・地域における人材の育成や確保、及び地域の支援体制の強化に繋げるため、支援拠点において、支援センター、県の相談機関、療育支援事業所等の巡回指導を実施する。
				沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの実施(教育委員会) ・平成22年度から平成23年度 市町村における幼児教育政策プログラムの策定を支援し、特別支援教育の充実を促進 ・平成21年度本プログラムの策定に向けて、作業部会・策定委員会を開催	・市町村における幼児教育政策プログラム策定の促進	・幼児教育推進委員会を立ち上げ、市町村へ本プログラムの推進をとおして、幼稚園における特別支援教育の充実を図る。

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割		H21の取組状況		H22の取組方針等
		県		取組	課題等	
早期発見等	乳幼児期	・早期療育(親子教室、親子通園等)の実施	・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)	・平成21年9月から事業委託先を1ヵ所増加(計9ヵ所)。県全域を対象に発達障害児者への療育支援及び施設等に対する支援を強化。 ・保健所保健師と連携した支援の実施	・事業の啓発 ・離島への支援強化	・引き続き発達障害児に対する支援を推進するとともに、施設支援の強化による専門支援員のスキルアップを図る。 ・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、障害児等療育支援事業所と支援センター、県の相談機関等との連携による巡回指導の実施について検討する。
			・親子ふれあい事業(北部離島)(福祉保健所)	・乳幼児の発達相談、療育訓練等の個別相談の実施	・専門スタッフの確保	・継続
		・保育環境の整備	・保育士への研修	・認可及び認可外保育施設等に対する研修会の実施	・保育士等支援員の専門性の向上	・支援センター等と連携して認可及び認可外保育施設研修会に対する研修を実施
			・保育所に対する助言等(児童相談所、福祉保健所など)	・市町村保育所長等会議の開催(保育所児童保育要録の作成、小学校への送付についての周知)	・保育所から小学校への円滑な引継ぎ	・引き続き園児の円滑な引継ぎについて周知を図る。
		・機関巡回指導等の実施	・障害児等療育支援事業による機関指導の実施(障害保健福祉課)	・平成21年9月から事業委託先を1ヵ所増加(計9ヵ所)。県全域を対象に発達障害児者への療育支援及び施設等に対する支援を強化。 ・保健所保健師と連携した支援の実施	・事業の啓発 ・離島への支援強化	・引き続き発達障害児に対する支援を推進するとともに、施設支援の強化による専門支援員のスキルアップを図る。 ・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、障害児等療育支援事業所と支援センター、県の相談機関等との連携による巡回指導の実施を検討する。
	・医療機関の確保及び連携	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	・南部医療センター・こども医療センター「こころの診療科」の早期の診療再開に向けて、人的ネットワークやホームページ等を活用して医師確保に務めている。	・専門医の確保	・引き続き、専門医の確保に努める。	
			・医療機関情報の県ホームページでの公表 ・医療機関のネットワーク構築に向けた取組の実施 ・医療機関の情報共有化を図るため、関係団体等との調整	・医療機関の連携体制の構築	・医療機関のネットワーク構築に向け、医療機関の意見交換会等を実施	
	学齢期	・地域相談支援体制の構築	・市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後児童クラブ職員等への研修	「乳幼児期」と同じ		
			・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)			
			・圏域自立支援連絡会議による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所)			
・市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所)						
・市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所等)						

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割	H21の取組状況		H22の取組方針等
		県	取組	課題等	
早期発見等	学 齢 期	・地域相談支援体制の構築	総合教育センターにおける障害児相談事業 ・電話・来所教育相談の実施 ・就学相談員による教育相談の実施 ・巡回就学相談の実施 ・就学相談員の研修の実施	・相談日時等の周知および事例等の共有化と検討 ・就学相談員の資質の向上 ・嘱託医による相談の方法 ・関係機関との連携の方法	・就学相談員の事例検討会および研修の実施 ・嘱託医等による事例検討会の実施 ・関係機関との情報交換、事例検討等の連携
			・放課後児童健全育成事業における障害児受入加算基準額を国基準額に引き上げ	・放課後児童クラブ等における発達障害児の実態把握	・指導員研修の中で、発達障害児関係の研修を実施する。
		・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)	「乳幼児期」と同じ		
	・機関巡回指導等の実施	・特別支援教育理解推進事業の実施(学齢期・教育委員会等)	特別支援教育理解推進事業(平成20年度から平成22年度までの事業計画) 1 特別支援教育理解推進研修 学校管理職、教職員対象の「理解推進研修」の実施。管理職研修参加者708名、教職員対象研修参加者1495名(12月現在) 2 特別支援教育人材育成研修 各学校、地域における特別支援教育を推進するため、その中心的またはリーダー的な教員を対象に「人材育成研修」を実施。特別支援教育コーディネーター養成研修参加者623名。特別支援教育スーパーバイザー養成研修参加者50名。特別支援学校コーディネーター資質向上研修参加者45名。 3 特別支援教育学校支援事業 各教育事務所単位に「学校支援事業」として、巡回アドバイザーや専門家チームを配置し特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する専門的な相談・助言等の実施。巡回アドバイザー配置数57名。専門家チーム配置数27名。	・専門性の向上に向けた研修内容の充実 ・早期支援に向けた情報等の周知	・21年度の取組を検討・修正しながら、同様の事業内容で実施
			・私立学校における健康診断実施状況の確認及び指導	・保護者、学校、医療機関の連携が課題	・健康診断実施状況の確認及び指導
	・医療機関の確保及び連携	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	「乳幼児期」と同じ		

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割		H21の取組状況		H22の取組方針等
		県		取組	課題等	
相談支援	全期共通 ・地域相談支援体制の構築	・市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後児童クラブ職員等への研修		基本機能「早期発見等」の「乳幼児期・学齢期」と同じ		
		・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)				
		・圏域自立支援連絡会議による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所)				
		・市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所)				
		・市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所等)				
		・市町村教育委員会、学校に対する助言(総合教育センター)				
	・機関巡回指導等の実施	・障害児等療育支援事業による機関指導の実施(障害保健福祉課)		基本機能「早期発見等」の「乳幼児期・学齢期」と同じ		
		・特別支援教育理解推進事業の実施(学齢期・教育委員会等)				
	・支援体制モデルの構築及び全県への普及	・支援体制モデルの構築及び全県への普及(障害保健福祉課)		発達障害児(者)圏域支援体制検討事業 ・市町村及び圏域における支援体制の状況について調査分析し、支援体制構築に向けた検討を実施(沖縄県小児保健協会へ事業委託)	・途切れない支援体制の構築が求められており、委託事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じた支援体制を検討することが必要	・当該委託事業の成果について検討し、その成果を踏まえ、地域の実情に応じた支援体制構築を促進する。
	・当事者ニーズの把握及び対応した情報提供	・関係機関との情報交換による当事者ニーズの把握		・関係者等からの聞き取り等により、13団体を確認 ・支援体制整備計画及び人材育成計画等の策定に当たり、当該団体からの意見聴取を実施	・発達障害児者を支援している民間団体との連携を図る必要がある。	・関係機関と連携し、発達障害児者を支援している民間団体の把握に努めるとともに、当該団体と連携した支援を進めていく。
・関係機関等に対する相談支援に関する情報提供		・庁内関係機関実務者会議での現状、課題を共有	・関係機関の課題の解決に向けた具体的検討及び情報の共有	・課題の解決に向けた検討を行う。		
・複雑困難な事例への対応	・圏域自立支援連絡会議による対応策の検討(障害保健福祉課、福祉保健所)		・各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等	・離島町村における自立支援協議会の設置促進。自立支援協議会の活用促進。	・圏域自立支援連絡会議を開催し、引き続き市町村の支援を行っていく。	
・生活支援	・地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課)		・市町村が実施する地域生活支援事業への補助 ・専門的な相談支援実施による市町村への支援	・事業の実施が不十分な市町村への支援	・圏域自立支援連絡会議等を通じて、市町村に対する助言、支援を実施	

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割		H21の取組状況		H22の取組方針等
		県		取組	課題等	
発達支援	乳 幼 児 期	・医療機関の確保	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	基本機能「早期発見等」の「乳幼児期・学齢期」と同じ		
		・障害児保育等の実施	・保育士への研修 ・保育所に対する助言等(児童相談所、福祉保健所)	「早期発見等」の「乳幼児期」の「保育環境の整備」と同じ		
			私立幼稚園特別支援教育補助事業 私立幼稚園における障害児受入れの支援 特別支援教育に要する経費の一部を補助	・教員資質の向上	・私立幼稚園における障害児受入れの促進	
			沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの実施(教育委員会) ・平成22年度から平成23年度 市町村における幼児教育政策プログラムの策定を支援し、特別支援教育の充実を促進 ・平成21年度本プログラムの策定に向けて、作業部会・策定委員会を開催	・市町村における幼児教育政策プログラム策定の促進	・幼児教育推進委員会を立ち上げ、市町村へ本プログラムの推進をとおり、幼稚園における特別支援教育の充実を図る。	
		・保育所等巡回指導	・障害児等療育支援事業による保育所指導の実施(障害保健福祉課)	・平成21年9月から事業委託先を1ヵ所増加(計9ヵ所)。県全域を対象に発達障害児者への療育支援及び施設等に対する支援を強化。 ・保健所保健師と連携した支援の実施	・事業の啓発 ・離島への支援強化	・引き続き発達障害児に対する支援を推進するとともに、施設支援の強化による専門支援員のスキルアップを図る。 ・離島等も含めた地域の支援体制を強化するため、障害児等療育支援事業所と支援センター、県の相談機関等との連携による巡回指導の実施を検討する。
		・療育支援事業の実施	・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)			
		・生活介助支援	・地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課)	・市町村が実施する地域生活支援事業への補助 ・専門的な相談支援実施による市町村への支援	・事業の実施が不十分な市町村への支援	・圏域自立支援連絡会議等を通じて、市町村に対する助言、支援を実施
	・児童デイサービス等の実施	・児童デイサービス事業開始に関する助言指導(障害保健福祉課)	・H21年度新規開所事業所数 13ヵ所	・事業所職員の資質向上	・職員に対する研修会等の実施	
	学 齢 期	・医療機関の確保	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	基本機能「早期発見等」の「乳幼児期・学齢期」と同じ		
		・学校等巡回指導	・障害児等療育支援事業による学校指導の実施(障害保健福祉課) ・特別支援教育理解推進事業の実施(教育委員会)	基本機能「早期発見等」の「学齢期」の「機関巡回指導等の実施」と同じ		
		・私立学校における特別支援教育体制の整備の促進 特別支援教育支援体制の整備状況の確認 私立学校に対する調査の実施	・私立学校における特別支援教育体制の整備を促進する必要がある。	・特別支援教育支援体制の整備状況の確認及び指導		

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割		H21の取組状況		H22の取組方針等
		県		取組	課題等	
発達支援	学 齢 期	・療育支援事業の実施	・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)	「乳幼児期」と同じ		
		・生活介助支援	・地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課)	「乳幼児期」と同じ		
		・児童デイサービス等の実施	・児童デイサービス事業開始に関する助言指導(障害保健福祉課)	「乳幼児期」と同じ		
	成 人 期	・医療機関の確保	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	基本機能「早期発見等」の「乳幼児期・学齢期」と同じ		
		・福祉サービス事業所巡回指導等の実施	・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課)	「乳幼児期」の「保育所等巡回指導」と同じ		
		・生活介助支援	・地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課)	「乳幼児期」と同じ		
就労支援	学 齢 期	・就労移行支援	・障害者就業・生活支援センターによる就労移行支援(障害保健福祉課、雇用労政課)	・障害者就業・生活支援センター運営事業 ・主に相談支援業務を実施 ・センターと連携してジョブコーチ養成研修を実施 県内就労移行支援事業所の就労支援員を中心に30名養成 ・就職を希望されている又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者として生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。	・支援制度の充実 ・雇用率へのカウント ・障害受容ができない(本人、家族) ・支援員のスキルアップ	・支援員の発達障害に関する就労支援の知識・技術の習得に努める。 ・引き続き障害者就業・生活支援センターや関係機関と連携し、発達障害者への就労支援に取り組む。
			・学校における就労準備支援(教育委員会) 特別支援教育理解推進事業(平成20年度から平成22年度までの事業計画) 「理解推進研修」等において各学校で学校体制を整備し、進路指導、キャリア教育の取組の中で実施するよう周知を図っている。	・関係機関との連携 ・早期対応に向けた情報等の周知	・21年度と同様の事業内容で実施	
	成 人 期	・障害者就業・生活支援センターによる就労移行支援、生活支援(障害保健福祉課、雇用労政課)	「学齢期」と同じ			
		・就労移行支援 ・職場定着支援 ・雇用拡大の対応	・関係機関と連携した雇用機会の創出及び定着支援促進(障害保健福祉課、雇用労政課)	・発達障害者支援センター運営事業・就労に関する支援体制を強化するため労働分野からの委員2名を含む連絡協議会の設置、運営 ・職業リハビリテーション推進フォーラムの開催(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構沖縄障害者職業センターとの共催)	・地域における支援体制を強化するため、同センターの支援拠点としての機能促進を図る必要がある。 ・労働に関する専門支援員が少ないことから、その養成に努める必要がある。	・支援拠点としての機能強化を図るため、間接支援の充実強化を図るとともに、連絡協議会と連携し市町村等に対する実践的支援等を促進する。 ・人材育成計画に基づき、労働に関する専門支援員等の養成に努める。

基本機能	前期事業 (3年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割		H21の取組状況		H22の取組方針等
		県		取組	課題等	
情報発信・普及啓発	・インターネット等を活用した支援情報の提供	・情報ツールを多様に活用し、発達障害の理解のための普及啓発を推進する。	・HP等による、情報提供	・HP等による、情報提供	・情報の収集、発信方法の工夫	・情報の収集、発信方法の工夫
	・講演会等の開催	・市町村が行う研修への講師紹介等の支援 ・フォーラム等の開催	・発達障害者支援センター運営事業において講演会等を開催	・発達障害者支援センター運営事業において講演会等を開催	・地域における人材育成体制の構築 ・当事者、関係機関等のニーズにあった講演会の企画運営	・人材育成計画に基づいて、関係機関の協働による人材育成体制を構築する。
	・啓発パンフレット等の作成・配布	・民間団体等の活動紹介等地域支援体制の積極的な広報の展開	・HP等による、情報提供	・HP等による、情報提供	・情報の収集、発信方法の工夫	・情報の収集、発信方法の工夫
	・発達障害児(者)の実態及び課題の把握	・発達障害児(者)の実態及び課題の把握	・発達障害児者を支援している民間団体の把握及び当該団体との連携を図る。 ・関係者等からの聞き取り等により、13団体を確認。 ・支援体制整備計画及び人材育成計画等の策定に当たり、当該団体からの意見聴取を行った。 ・発達障害児(者)圏域支援体制検討事業の実施	・発達障害児者を支援している民間団体の把握及び当該団体との連携を図る。 ・関係者等からの聞き取り等により、13団体を確認。 ・支援体制整備計画及び人材育成計画等の策定に当たり、当該団体からの意見聴取を行った。 ・発達障害児(者)圏域支援体制検討事業の実施	・発達障害児者を支援している民間団体、関係機関との連携を図る必要がある。	・関係機関と連携し、発達障害児者を支援している民間団体の把握に努めるとともに、当該団体、関係機関と連携した支援を進めていく。
関係機関との連携	・個別事例検討会の実施	・個別事例検討会への県相談機関(児相、知更相、精神保健福祉センター、福祉保健所)の参加	・各機関の担当ケースについて、必要に応じて参加	・各機関の担当ケースについて、必要に応じて参加	・専門性の向上	・職員の専門研修受講 ・複数機関の連携
	・関係機関等情報交換会の開催	・庁内関係部局による連絡会議の開催	・8月以降、毎月、庁内関係機関実務者会議を開催	・8月以降、毎月、庁内関係機関実務者会議を開催	・情報、課題共有を踏まえた具体的な事業の実施	・会議を活性化
	・広域特別支援連携協議会、要保護児童支援対策協議会との連携体制	・県自立支援協議会、広域特別支援連携協議会との連携体制構築	・広域特別支援連携協議会を開催	・広域特別支援連携協議会を開催	・県自立支援協議会の開催に向けた準備	・両協議会において、支援体制のあり方、支援人材育成等について協議する。
	・支援システム検証のための当事者意向調査	・支援システム検証のための調査	・支援体制整備計画及び人材育成計画等の策定に当たり、当該団体からの意見聴取を実施	・支援体制整備計画及び人材育成計画等の策定に当たり、当該団体からの意見聴取を実施	・発達障害児者を支援している民間団体との連携を図る必要がある。	・関係機関と連携し、発達障害児者を支援している民間団体の把握に努めるとともに、当該団体との意見交換会等を実施